

三鷹市道路整備等に関する取扱要綱

三 鷹 市

令和6年5月10日施行

三鷹市道路整備等に関する取扱要綱

【目次】

- | | |
|--|-----------------------|
| 第1章 総則 | 第6章 位置指定道路 |
| 第 1 条 目的 | 第 24 条 指定 |
| 第 2 条 定義 | 第 25 条 変更又は取消し |
| 第 3 条 適用範囲 | 第 26 条 幅員 |
| | 第 27 条 形状・構造等 |
| 第2章 市道路線の認定 | 第 28 条 公共施設等の整備 |
| 第 4 条 路線の認定 | 第 29 条 周辺環境への配慮 |
| | 第 30 条 工事着手、工事完了及び検査等 |
| 第3章 道路敷地の寄附受入 | 第 31 条 維持管理 |
| 第 5 条 道路敷地の寄附受入の要件 | |
| 第 6 条 寄附受入に当たっての道路の整備等 | 第7章 道路の整備、構造等 |
| 第 7 条 寄附の手續 | 第 32 条 里道等を活用した道路の整備 |
| | 第 33 条 道路の整備工事及び構造等 |
| 第4章 狭あい道路の拡幅整備 | 第 34 条 検査 |
| 第 8 条 対象 | |
| 第 9 条 協議 | 第8章 緑化 |
| 第 10 条 後退用地の寄附又は無償貸付の手續 | 第 35 条 緑化の推進 |
| 第 11 条 後退用地の整備承諾及び自主整備 | 第 36 条 道路の緑化 |
| 第 12 条 物件移転及び補償 | 第 37 条 接道部の緑化 |
| 第 13 条 拡幅整備工事及び維持管理 | 第 38 条 助成措置 |
| 第 14 条 後退用地の境界線の確定 | 第 39 条 管理 |
| 第 15 条 適用除外 | |
| | 第9章 道路の占用 |
| 第5章 開発行為 | 第 40 条 占用 |
| 第 16 条 開発区域内の道路 | 第 41 条 掘削及び復旧 |
| 第 17 条 接続先の道路 | |
| 第 18 条 避難用通路等 | 第 10 章 所管 |
| 第 19 条 開発道路の幅員 | 第 42 条 所管 |
| 第 20 条 開発区域内道路の接続先となる既存
道路及び開発区域に接する道路の幅員 | |
| 第 21 条 歩道を設置する場合の幅員 | 第 11 章 委任 |
| 第 22 条 避難用通路等の幅員 | 第 43 条 委任 |
| 第 23 条 道路の接続、隅切り及び転回広場等 | |

三鷹市道路整備等に関する取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市内の道路整備等に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、三鷹市の道路行政の適切かつ効率的な運営に資するとともに、安全とようおいのある快適空間のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定道路 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、三鷹市長（以下「市長」という。）がその路線を認定した道路をいう。
- (2) 認定外道路 前号の規定に該当しない道路で、市長が管理するものをいう。ただし、舗装表面のみの維持管理を行っている道路は除く。
- (3) 里道等 三鷹市里道、水路等の公共物の管理に関する条例（平成13年三鷹市条例第8号）第2条第1号及び第2号の規定によるものをいう。
- (4) 位置指定道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、特定行政庁がその位置の指定を行った道路をいう。
- (5) 私道 認定道路以外の道路で、国又は地方公共団体が管理していないものをいう。
- (6) 狭あい道路 次のアからオまでのいずれかに該当する道路をいう。
 - ア 建築基準法第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路（以下「2項道路」という。）で、その中心線から水平距離2メートル等の後退がなされていない道路
 - イ 位置指定道路で、指定線までの後退がなされていない道路
 - ウ 建築基準法第42条第1項第1号に規定する道路で、現況の道路幅員が4メートル未満の道路。ただし現況の道路幅員が4メートル未満の道路であっても、道路境界が幅員4メートル以上で確定されているものを除く（以下「1項1号現況幅員不足道路」という。）。
 - エ 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第1項の規定により、角敷地の建築制限を受ける部分のある土地で、同項に規定する基準を満たさない隅切り用地及び同項の規定によらない交通安全上の必要とする隅切り用地（以下「隅切り用地」という。）
 - オ その他特に市長が定めるもの
- (7) 後退用地 狭あい道路で後退をした境界線と既存道路との間に存する部分の土地をいう。
- (8) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域面積が500平方メートル以上のものをいう。
- (9) 開発事業 三鷹市まちづくり条例（平成8年三鷹市条例第5号）第24条に規定する事業をいう。
- (10) 境界確定 道路等の三鷹市所有地と隣接する三鷹市以外の所有地との間の所有権の境界について、すべての土地所有者の合意により確定すること。

(適用範囲)

第3条 次に掲げる事項については、別に法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 市道路線の認定に関すること。
- (2) 道路敷地の寄附受入に関すること。
- (3) 狭あい道路の拡幅整備に関すること。
- (4) 開発行為に関すること。
- (5) 位置指定道路に関すること。
- (6) 道路の整備、構造等に関すること。
- (7) 緑化に関すること。
- (8) 道路の占用に関すること。
- (9) 所管に関すること。

第2章 市道路線の認定

(路線の認定)

第4条 市長が市道として認定できる路線は、公共性及び公益性の観点から地域に必要と認められる道路であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 路線の起点が認定道路に接続し、通り抜けのできる路線であること。ただし、行き止まりの路線であっても、公共施設に接続している場合又は将来通り抜けのできる見込みがある場合は、通り抜けのできる路線として取扱うことができること。
- (2) 幅員が、4メートル以上であること。ただし、市長が交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、次のアからウまでに掲げる幅員とすることができる。
 - ア 自転車専用道路においては、3メートル以上（周囲の状況その他特別の事情がある場合、2.5メートル以上）

イ 歩行者専用道路においては、2メートル以上

ウ その他市長が特に必要と認める緊急避難用通路等においては、1.5メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、次の路線についても、市道として認定できる路線とする。

- (1) 開発行為により、道路敷地が三鷹市に帰属された路線であること。
- (2) その他市長が特に必要と認める路線であること。

第3章 道路敷地の寄附受入

(道路敷地の寄附受入の要件)

第5条 寄附受入を申し出ることができる者は、土地の所有者本人又はその所有者の委任状を有する者とする。

2 市長が前条に規定する道路の敷地として寄附を受け入れる場合は、別表第1に掲げる幅員を有するものであって、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に規定する生産緑地地区又は東西道路若しくは南北道路が不足している地区において、新設又は拡幅された道路について、地域に必要な道路であると市長が認めるものであること。
- (2) 開発行為により築造された道路敷地であること。ただし、帰属を受けない協議を行ったものを除く。
- (3) 狭あい道路拡幅整備事業における後退用地であること。
- (4) その他公共性又は公益性の観点から必要であること。

(寄附受入に当たっての道路の整備等)

第6条 市長が前条第2項第1号又は第2号に該当する道路敷地として寄附を受け入れる場合においては、当該道路敷地を寄附しようとする者(以下「寄附者」という。)は、次に掲げる事項をすべて承諾するものとする。

- (1) 寄附する道路敷地の整備は、第33条の規定により行うこと。ただし、既に一般市民の通行の用に供され、通り抜けのできる私道等において、市長が特に認めた場合は、歩行等に必要幅での砂利敷舗装その他市長が指定する整備とすることができる。
- (2) 寄附者は、寄附する道路敷地内にある道路施設以外のすべての物件を移転すること。
- (3) 寄附者は、道路敷地の隣接境界を確定し、市が支給する境界石を埋設すること。ただし、開発事業等により整備する道路については、寄附者において、市が指定する境界石を購入し、自費で埋設すること。
- (4) 寄附者は、道路敷地を寄附するとき、道路敷地を寄附する目的で整備した施設等の所有権をすべて市に帰属させること。
- (5) その他市長が必要と認める事項を寄附者において実施すること。

2 前項に規定する道路の整備に係る費用は、寄附者の負担とする。

(寄附の手続)

第7条 道路の寄附申請手続は、開発行為に伴う道路の寄附及び狭あい道路の拡幅等に伴う後退部分の寄附を除き、次に定めるものとする。

- (1) 寄附者が道路敷地を市に寄附しようとするときは、事前に道路寄附申出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する道路寄附申出書に基づき、その内容を調査及び審査の上、当該申請者に寄附受入審査結果通知書(様式第2号)により、寄附受入れの可否を通知するものとする。
- (3) 寄附者は、前号の規定により寄附承諾の通知を受け取ったときには、速やかに道路寄附申請書(様式第3号)を市長に提出するとともに、寄附予定地に所有権以外の権利が設定されているときは、これを抹消する手続をとるものとする。
- (4) 市長は、寄附者から道路寄附申請書の提出を受け、所有権移転登記を行うものとする。

第4章 狭あい道路の拡幅整備

(対象)

第8条 市長及び建築主等は、第9条から第14条までの規定に基づき狭あい道路の拡幅整備を行うものとする。

2 前項に規定する建築主等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 建築基準法第2条第16号に規定する者
- (2) 2項道路で中心線から水平距離2メートル等の後退用地に権利を有する者
- (3) 位置指定道路で指定線までの後退用地に権利を有する者
- (4) 1項1号現況幅員不足道路に接する用地に権利を有する者
- (5) 隅切り用地に権利を有する者
- (6) 別表第2に指定した道路の後退用地に権利を有する者
- (7) その他特に市長が定めた狭あい道路の後退用地に権利を有する者

(協議)

第9条 建築主等は、狭あい道路に接している土地において、次の各号のいずれかに該当するときは、事前相談を経た後に、狭あい道路拡幅整備協議申出書（様式第4号）を提出し、市長と協議をするものとする。

- (1) 建築物を新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行うための建築確認申請をしようとするとき。
- (2) 建築物の新築等が伴わない場合で、後退用地の整備を行おうとするとき。
- (3) その他市長が別に定める行為をしようとするとき。

2 前項に基づく協議において、後退用地が認定道路又は認定外道路に接する場合、建築主等は後退用地について、市への寄附を前提に協議を進めるものとする。ただし、所有権の移転に支障となる事由がある場合は、市への無償貸付又は第11条によるものとすることができる。

3 市長は、協議の結果について、狭あい道路拡幅整備協議通知書（様式第5号）により申出者に通知するものとする。

4 建築主等が、前項の内容に変更を求める場合は、速やかに狭あい道路拡幅整備協議申出変更届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

5 建築主等が、第1項の狭あい道路拡幅整備協議申出書を取下げの場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出取下書（様式第6号の2）を市長に提出するものとする。

6 前項のほか、第1項の規定による申出の内容と事実が相違した場合又は6月以上連絡がとれない場合は、取下げがあったものとみなす。

(後退用地の寄附又は無償貸付の手続)

第10条 建築主等は、後退用地の寄附又は無償貸付を申請するときは、後退用地寄附申請書（様式第7号）又は後退用地無償貸付申請書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する後退用地の寄附について、所有権移転の手続を行う。

3 市長は、後退用地の寄附又は無償貸付を受けた場合、建築主等の要望に基づき、固定資産税の減免申請について協力するものとする。

4 寄附の手続に要する費用は、市が負担するものとする。

(後退用地の整備承諾及び自主整備)

第11条 建築主等が第9条に規定する協議により、自ら後退用地の整備を行う場合は、道路整備計画書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 建築主等は、自ら後退用地の整備を行う場合、完了後遅延なく、狭あい道路後退整備完了報告書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(物件移転及び補償)

第12条 認定道路又は認定外道路に接する後退用地内に、市が行う道路整備において支障となる物件があるときは、整備工事の着手前に建築主等が移設等を行うものとする。

2 市長は、狭あい道路であって、認定道路又は認定外道路に接する後退用地の寄附を受けるときは、当該用地内に設置されている塀、門扉等の物件移転費について、別に定める金額の範囲内で補償することができる。

(拡幅整備工事及び維持管理)

第13条 市長は、狭あい道路で、認定道路又は認定外道路と重複しているものについて、第10条第1項の規定に基づく寄附又は無償貸付を受けたときは、L形側溝の設置及び

舗装を標準とする後退用地の整備工事を行うことができる。この場合において、市長は当該後退用地の維持管理を行うものとする。

- 2 建築主等は、狭あい道路で、第 11 条第 1 項の規定による後退用地の整備を行う場合は、図 1 により行うものとする。
- 3 建築主等は、所有し、かつ、維持管理している後退用地内に、植栽、フラワーポット等支障となるようなものは設置しないものとする。
- 4 市長は、第 10 条第 1 項に規定する寄附又は無償貸付により、狭あい道路の拡幅工事を行った場合は、L 形側溝等に後退表示板（図 2）を設置するものとする。
（後退用地の境界線の確定）

第 14 条 後退用地について、道路境界が未確定のときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 寄附を伴うときは、市長が境界確定を行う。
- (2) 寄附を伴わないときは、市長は建築主等に境界確定を求めることができる。
（適用除外）

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者については、第 9 条から第 14 条までの規定は、適用しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらが出資して設立した公社若しくは機構等
 - (2) 開発事業を行う者
 - (3) 道路位置の指定、指定の変更又は取消しを求める者
- 2 狭あい道路で認定道路又は認定外道路に接する後退用地について、寄附を行う場合に、私有地間の境界が未確定のものは、第 10 条の規定を適用しないものとする。
 - 3 私道にあっては、第 10 条、第 12 条第 2 項及び前条第 1 号の規定は、適用しないものとする。

第 5 章 開発行為

（開発区域内の道路）

第 16 条 開発行為によって開発区域内に設置される道路（以下「開発道路」という。）は、法令、開発行為の許可等に関する審査基準（東京都都市整備局）等に定めるもののほか、交通安全等に配慮し、かつ、次に定めるところによる。

- (1) 都市計画道路及び既存の道路と一体となって合理的な道路網を形成し、これらの道路の機能を有効に発揮させるものとする。
- (2) 開発行為に伴い発生する交通量により、周辺の既存道路に影響を及ぼすことのないよう充分配慮するものとする。
- (3) 開発区域外にある既存道路を開発区域内に延長し、又はこれに接続することが合理的な道路網形成に資すると判断されるときは、開発道路と既存道路とを接続するよう計画するものとする。
- (4) 開発道路は、袋路状でなく通り抜け道路とする。また、開発道路が計画時点で通り抜けとならない場合でも、隣接地へ接続することにより、将来通り抜けの可能性がある場合は、隣接地まで接続する開発道路を計画するものとする。ただし、隣接地の土地利用状況等により、通り抜けが将来的にも困難であると市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 開発区域内に設置される道路は、階段状でないものとする。ただし、歩行者専用道路として、歩行者の通行の安全を確保するとともに、消防活動の際の機能に支障をきたさないものについては、この限りでない。

(6) 開発行為による道路がすべて階段状道路となるものは、認めないものとする。

(接続先の道路)

第 17 条 開発行為を行う者（以下「開発事業者」という。）は、開発道路が接続する道路又は開発区域に接する建築基準法第 42 条の道路（以下「接続先の道路」という。）について、開発区域の土地利用に応じて、交通量を勘案した道路の幅員を確保し、整備をするものとする。

(避難用通路等)

第 18 条 開発事業者は、開発区域周囲の状況及び地形等により、通り抜け道路の設置が困難である場合は、避難用通路等を確保し、事業地を含む地域の防災対策に貢献するよう計画するものとする。

2 開発事業者は、通り抜けが困難な開発道路の設置においては、避難用通路又は階段状道路により道路、公園、緑道、通路等の公開された空地への接続が可能である場合は、これらに接続させるものとする。

(開発道路の幅員)

第 19 条 開発道路は、その道路に接する土地の計画建築物の用途及び敷地規模に応じ、別表第 3 に定める幅員を確保するものとする。

2 住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において、小区間の道路を設置し、交通上支障がないと認められる場合には、別表第 4 の緩和措置を適用することができる。ただし、この緩和措置の適用は、事前に開発行為の許可権者が認めた場合に限るものとする。

(開発区域内道路の接続先となる既存道路及び開発区域に接する道路の幅員)

第 20 条 開発区域内道路の接続先となる既存道路及び開発区域に接する道路（以下「既存道路」という。）の幅員は、9メートル以上を標準とする。ただし、住宅の建築を目的で行う開発行為に限り、6メートル以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、開発行為において、既存道路の中心線から開発区域までの距離が 4.5 メートル未満の場合で市長が認める場合は、その道路の中心線（既存道路の反対側が既に開発行為等で後退済みの場合は、拡幅前の道路中心線）から開発区域側に距離で 4.5 メートル以上の後退とすることができる。

3 第 1 項ただし書の規定にかかわらず住宅の建築を目的で行う開発行為において、既存道路の中心線から開発区域までの距離が 3 メートル未満の場合で市長が認める場合は、その道路の中心線（既存道路の反対側が既に開発行為等で後退済みの場合は、拡幅前の道路中心線）から開発区域側に水平距離で 3 メートル以上の後退とすることができる。

(歩道を設置する場合の幅員)

第 21 条 開発道路のうち道路幅員が 9 メートル以上で、車道幅員が 6 メートル以上確保されるものは、歩車道分離のために歩道を設置するものとする。この場合の歩道幅員は、2メートル以上とする。

(避難用通路等の幅員)

第 22 条 開発区域内に設置される避難用通路及び階段状道路の幅員は、有効幅員 2 メートル以上とする。

(道路の接続、隅切り及び転回広場等)

第 23 条 開発道路の交差及び開発道路と接続先の道路との交差は、直角を原則とする。

2 開発道路及び接続先の道路の交差点又は曲がり角に設ける隅切りの形状は、敷地の隅

を頂点とする二等辺三角形とし、その底辺の長さ（以下「隅切り長」という。）は、一定の視距を確保するために、別表第5に定める長さとする。ただし、発生交通量が少なく、かつ将来において著しく増大する見込みがない場合で、計画建築物が主に住宅の場合は、3メートルとすることができる。

- 3 開発道路における隅切りは、両側に設けるものとする。ただし、大規模開発以外で事前に開発行為の許可権者が認めた場合においては、基準の隅切り長に1メートルを加えることにより、片側隅切りとすることができる。
- 4 開発道路の接続先に、幅員2メートル以上の歩道が確保されている場合は、当該部分の隅切りの長さは、2メートルまで緩和することができる。
- 5 開発道路が周辺の状況により、行き止まり形状になる場合は、別表第6に定める転回広場を設置するものとし、その形状及び寸法は、図3に定めるところによるものとする。
- 6 開発道路が隣接地と接する計画及び開発道路と建築計画のない区画等の境には、15センチメートル以上の未利用地（道路予定地）を設けるものとする。

第6章 位置指定道路

（指定）

第24条 道路位置の指定は、500平方メートル未満の区域（道路部分を含む。）を対象とする。

- 2 道路位置の指定を求める者は、道路位置指定等の申請に伴う事前協議書（様式第11号）を市長に提出し、その同意を得るものとする。なお、同意書（施行条件付）交付後3年を経過した場合は、再度、事前協議を行うものとする。
- 3 前項の道路位置の指定を求めた者は、同項の事前協議による協議内容に変更が生じたときは、速やかに道路位置指定等の申請に伴う事前協議変更届出書（様式第12号）を市長に提出するものとする。
- 4 道路位置の指定を求める者は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条並びに三鷹市建築基準法施行細則（平成8年三鷹市規則第16号）第17条第2項及び第20条第1項の規定によるほか、次に掲げる手続を行うものとする。ただし、特定行政庁が周囲の状況等により、その必要がないと認める場合は、この限りでない。
 - (1) 道路に係る土地並びにその土地にある建築物及び工作物に関して次のいずれかの権利を有する者の承諾書を提出すること。
 - ア 所有権
 - イ 対抗要件を備えた地上権又は借地権
 - ウ 登記した先取特権、質権又は抵当権
 - エ その土地又はこれらの権利に関する仮登記
 - オ その土地又はこれらの権利に関する差押えの登記
 - カ その土地に関する買戻しの特約の登記
 - (2) 道路に接する土地並びにその土地にある建築物及び工作物に関して所有権を有する者の承諾書を提出すること。
 - (3) 隣接地の所有者の承諾が得られないためやむを得ず隣接地境界線から離して道路を設定する場合及び隣接地の既存建物の適法性を保つため隣接地境界線から離して道路を設定する場合は、原則として25センチメートル以上の離隔を設けること。
 - (4) 既存の位置指定道路等の私道に接続して指定する場合は、その私道の接続部分及び改変を伴う部分の土地所有者の承諾書を提出すること。

(5) 国道、都道及び市道に接続して指定する場合は、その道路管理者の承諾書を提出すること。

(6) 公共下水道に放流する場合（私設の排水設備に接続する場合を含む。）は、三鷹市下水道管理者の承諾書を提出すること。

（変更又は取消し）

第 25 条 位置指定道路の変更又は取消しをするときは、交差する道路から道路までの区間（以下「対象区間」という。）とすること。ただし、特定行政庁が周囲の状況等により、対象区間のすべてについて、位置指定道路の変更又は取消しをすることができない特別の事情があると認める場合は、対象区間の一部について変更又は取消しをすることができる。

2 道路の指定幅員を狭める変更又は取消しを求める者は、変更又は取消し部分の土地に権利を有する者及びその部分に接する土地建物に関して所有権を有する者に加え、道路斜線の影響等を受ける権利者（変更又は取消し部分の道路反対側敷地の土地建物所有者）の承諾書を添付すること。

3 道路位置の変更又は取消しの手続については、前条の規定を準用する。

（幅員）

第 26 条 位置指定道路の幅員は、次の各号によるものとする。

(1) 指定する位置指定道路の幅員は、4.2 メートル以上とする。ただし、既存道路状空地（平成 8 年 3 月 31 日以前から存在しているものに限る。）に面し建物が建ち並び、特定行政庁が 4 メートルを超えて築造できないと認めたものについては 4 メートルとすることができる。

(2) 位置指定道路の一部について変更又は取消しをする場合において、指定幅員が 4 メートルを超えているもので、現況幅員が指定幅員未満であるものについて、特定行政庁が周囲の状況等により、指定幅員まで拡幅することができない特別の事情があると認められる場合は、その幅員を 4 メートル以上とすることができる。

（形状・構造等）

第 27 条 位置指定道路の形状は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 両端が建築基準法第 42 条に規定する道路に接続したものであること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

ア 延長（既存の幅員 6 メートル未満の袋路状道路に接続する場合は、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。イにおいて同じ。）が 35 メートル以下の場合

イ 延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに図 4 の形状の転回広場を設ける場合

ウ 幅員が 6 メートル以上の場合

エ アからウまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況等により避難及び通行に安全上支障がないと認める場合

(2) 建築基準法第 42 条に規定する道路が同一平面で交差、接続、又は屈曲する箇所（交差接続又は屈曲により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。）には、東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）第 82 条の規定によるもののほか、次に定める隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむ

を得ないと認め、又はその必要性がないと認めた場合は、この限りでない。

ア 隅切り長を3メートル以上とすること。

イ 周辺の土地利用の状況等から片側隅切りのみとせざるを得ない特別な事情があると特定行政庁が認める場合は、隅切り長を4メートル以上とすること。

ウ 歩道幅員が、2メートル以上ある道路に接続する場合及び第26条第1号ただし書の規定により道路幅員を4メートルに緩和できる場合は、隅切り長を2メートル以上（片側隅切りの場合は3メートル以上）とすることができる。

2 位置指定道路の構造は、第33条の規定に定めるところによる。ただし、特定行政庁が周囲の地形等によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3 縦断勾配は、原則8パーセント以下とし、かつ、階段状としないこと。ただし、道路となる土地の高低差が著しく、スロープとすることができない場合は階段状とすることができる。その場合は次のとおりとすること。

(1) 階段は、けあげ15センチメートル以下、踏み幅30センチメートル以上とすること。

(2) 階段の高さが3メートルを超える場合は、高さ3メートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(3) 階段の上面は、石、コンクリート等の硬質材料とし、かつ、滑りにくい構造とすること。

(4) 手すりを設けること。

4 既存道路状空地（平成8年3月31日以前から存在しているものに限る。）に道路位置の指定を受ける場合で、特定行政庁がやむを得ないと認める場合は前各項の規定は適用しない。

（公共施設等の整備）

第28条 道路位置の指定又は指定の変更若しくは取消し（以下「位置指定等」という。）を求める者は、道路及び交通安全施設等の整備について、道路管理者及び所轄警察署と協議し、自己の負担により行うものとする。

2 位置指定等を求める者は、位置指定道路の対象区域に接して里道等が存在する場合は、その取扱いについて三鷹市里道、水路等の公共物の管理に関する条例に基づき管理者と協議を行い、適切に措置するものとする。

3 位置指定等を求める者は、水道施設及び下水道施設の整備について、各管理者と協議し、自己の負担により行うものとする。

4 市長は、位置指定等を行う位置指定線の接続先道路が三鷹市の認定道路又は認定外道路であって、かつ、位置指定等を求める者から後退用地の寄附を受ける場合、次に掲げる事項を行うことができる。ただし、開発事業は除くものとする。

(1) 寄附箇所の分筆及び登記。ただし、当該地の境界の確認は位置指定等を求める者が行うものとする。

(2) 寄附箇所の道路及び交通安全施設等の整備

(3) 寄附箇所の境界確定図等の図面作成

5 前項により寄附を行う位置指定等を求める者は、事前協議後、道路位置指定申請に伴う接続先道路寄附申請書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（周辺環境への配慮）

第29条 位置指定等を求める者は、工事に当たって、関係法令等を遵守し、騒音、振動

等による影響に対して最善の措置を講じ、周辺地域の環境に配慮するものとする。

2 位置指定等を求める者は、一宅地の区画面積を100平方メートル以上確保し、周辺地域の環境保全上支障のない土地区画を確保するものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、市長と協議するものとする。

(工事着手、工事完了及び検査等)

第30条 位置指定等を求める者は、第24条第2項又は第25条第3項の規定による事前協議を経て、位置指定等の申請後に工事着手するものとする。

2 位置指定等を求める者が、工事に着手するときは、道路位置指定等の申請に伴う工事着手届(様式第14号)を市長に提出するものとする。

3 位置指定等を求める者は、工事が完了したときは、道路位置指定等の申請に伴う工事完了届(様式第15号)を速やかに市長に提出し、市職員の立会い検査を受けるものとする。

4 位置指定等を求める者は、前項の検査による施工不良等の指摘事項について自らの責任において速やかに是正するものとする。

(維持管理)

第31条 位置指定等を求める者は、工事完了後、適正に維持管理をするものとする。ただし、第3章の規定により市に寄附したときは、この限りではない。

第7章 道路の整備、構造等

(里道等を活用した道路の整備)

第32条 里道等については、道路の拡幅及び地域のまちづくりに活用するものとする。

2 開発行為等において新設する道路が、既存の里道等を存置して計画することが困難であると市長が認める場合は、里道等を周辺生活道路の拡幅整備のため、付け替え交換により活用することができる。

3 市長は、里道等の機能が失われ、将来においても存置する必要がないと認める場合は、用途を廃止し、地域のまちづくりに活用することができる。

(道路の整備工事及び構造等)

第33条 寄附受入道路並びに開発事業並びに位置指定等により設置する道路の整備は、次に定めるところによる。

(1) 道路の構造等については、関係法令、東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)に基づく施設整備マニュアル(東京都福祉局)、三鷹市道路標準構造図及び道路工事設計基準(東京都建設局)によるもののほか、次に掲げる基準による。

ア 道路の整備は、別表第7を標準とする。ただし、私道の道路排水については、当該私道が接続する道路に、流水しないよう当該私道内で集水する構造とする。

イ 道路幅員が6メートルを超える通り抜け道路の場合は、歩道の設置について協議するものとする。なお、歩道の整備は、別表第8を標準とする。

ウ 道路占用物件の位置は、別表第9のとおりとする。なお、電柱等については、道路の快適空間を創出する観点から、道路内に建柱を行わないものとする。ただし、技術的に困難な場合等は、この限りでない。

エ 未利用地(道路予定地等)を設置する場合は、原則として車の通行ができない構造とする。

オ 車両の出入口は、交通の安全を確保するため、最小限の箇所・延長とする。

(2) 公共下水道施設及び開発行為による下水道施設の構造等については、法令等及び三鷹市下水道標準構造図によるもののほか、次に掲げる基準による。

ア 下水の排除方式が合流式の排水区域にあっては、最小管径を 250 ミリメートルとし、分流式の場合は、雨水管の最小管径を 250 ミリメートル、汚水管の最小管径を 200 ミリメートル以上とし、管種は硬質塩化ビニル管を標準とする。これらの場合において、それぞれの管の最低土被りは、1.2 メートル以上を標準とする。

イ 人孔（マンホール）の設置間隔は、75 メートル以内に設置するとともに、道路の屈曲部、T字部及び交差部等においては、必要に応じて設置するものとする。

ウ 公共下水道施設をループ化することにより、災害時において下水道管の流下能力の確保が可能な構造にするものとする。

エ 公共下水道施設の末端が分流区域の場合は、分流方式で整備するものとする。

オ 宅内排水設備を固着するます（公共ます等）はL形ますを標準とする。

(3) 安全施設等の設置については、次に掲げる基準による。

ア 街路灯の設置は、三鷹市街路灯設置基準により、指定の街路灯を電柱に共架することとし、これにより難しい事情がある場合は、独立柱として設置するものとする。

イ 交通安全施設は、必要に応じて設置することとし、直径 600 ミリメートルの道路反射鏡、直径 300 ミリメートルの視点誘導標、路面表示（T字、十字、自転車マーク等）等の交通安全施設を設置する。

ウ 交差点部のカラー舗装等及び路側帯のカラー化についても道路管理者と協議を行うものとする。

(4) 電気、電話、ガス、水道等の施設の設置については、道路管理者と協議するものとする。

(5) 交通規制標識等の設置については、所轄警察署と協議を行い、その指示によるものとする。

(6) 舗装の復旧については、道路管理者の指示によるものとする。

(7) 水道施設の設置については、法令等に定めるもののほか、配水管工事標準仕様書（東京都水道局）、配水管工事標準図（東京都水道局）、指定給水装置工事事業者工事施行要領（東京都水道局）によるものとする。

(検査)

第 34 条 道路の整備を行った者は、工事が完了した旨を速やかに市長に届け出るとともに、市職員の立会い検査を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要であると認める場合は、工事完了前に市職員の立会い検査を受けるものとする。

第 8 章 緑化

(緑化の推進)

第 35 条 道路を設置し、又は管理する者は、通行に支障のない範囲で、道路の緑化に努めるものとする。

2 土地を所有し、又は管理している者は、その敷地の接道部の緑化に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例（平成 12 年三鷹市条例第 16 号）に規定する責務及び協力義務を遵守し、前項に掲げる緑化の推進が図られるよう配慮するものとする。

(道路の緑化)

第 36 条 道路の整備を行う者は、関係法令等を遵守するとともに、次に定める区分に従い緑化を行うものとする。

(1) 歩道幅員 3メートル以上の道路については、有効幅員 2メートル以上を確保して、高木又は植栽帯若しくはそれらを合わせて緑化を行うものとする。

(2) 歩道幅員 3メートル未満の道路については、原則として有効幅員 2メートル以上を確保して、通行に支障のない範囲で緑化を行うこと。ただし、これにより難い場合は、少なくとも有効幅員 1.5メートルを確保し、車椅子使用者同士がすれ違いできるよう、要所に幅員 2メートル以上の有効幅員を部分的に確保するものとする。

(接道部の緑化)

第 37 条 道路の拡幅整備等に伴い、支障となる塀等の改修又は移転を行う者は、接道部の緑化に努めるものとする。

(助成措置)

第 38 条 前条の規定に基づき接道部への緑化を行う者は、市が実施する緑化に係る助成措置を受けることができる。ただし、第 12 条の規定により市から物件移転補償を受けた者及び開発事業者等については、この限りでない。

(管理)

第 39 条 第 36 条の規定に基づき緑化を行った場合、当該緑地の管理者は緑化された個所を適正に管理するものとする。

第 9 章 道路の占用

(占用)

第 40 条 三鷹市が管理する道路の占用については、法令等に定めのあるもののほか、三鷹市道路占用規則によるものとする。

(掘削及び復旧)

第 41 条 占用に伴う道路の掘削及び復旧については、三鷹市道路掘削・占用工事取扱基準によるものとする。

第 10 章 所管

(所管)

第 42 条 この要綱に定める手続は、次の各号に掲げる課が所管する。

(1) 市道路線の認定、道路敷地の寄附受入、狭あい道路の拡幅整備及び道路の占用、交通安全施設等の道路交通及び道路に関する指導については、道路管理課が所管する。

(2) 開発事業に係る手続及び位置指定道路の事前協議については、都市計画課が所管する。

(3) 緑化については、緑と公園課が所管する。ただし、道路の緑化については、道路管理課が所管する。

(4) 狭あい道路の拡幅の事前指導及び位置指定等については、建築指導課が所管する。

(5) 下水道施設の指導等については、水再生課が所管する。

第 11 章 委任

(委任)

第 43 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月10日施行）

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

- 図1（第13条関係） 拡幅整備工事・維持管理
 - 図2（第13条関係） 後退表示
 - 図3（第23条関係） 開発道路における転回広場の形状
 - 図4（第27条関係） 位置指定道路における転回広場の形状
 - 別表第1（第5条関係） 道路敷地の寄附受入の要件
 - 別表第2（第8条関係） 指定した道路
 - 別表第3（第19条関係） 開発道路の幅員
 - 別表第4（第19条関係） 開発道路の幅員（緩和措置）
 - 別表第5（第23条関係） 開発行為における隅切りの長さ
 - 別表第6（第23条関係） 開発行為における転回広場の箇所数
 - 別表第7（第33条関係） 車道整備標準
 - 別表第8（第33条関係） 歩道整備標準
 - 別表第9（第33条関係） 道路の整備工事及び構造等
- 様式（別紙）